**平成２５年（フ）第１２１９号**
千葉市緑区誉田町２丁目24番地
債務者　石川　澄江
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第２３３８号**
名古屋市港区浜２丁目１番５号　大昂ビル401号
債務者　田岡　康敏
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１２号**
奈良市あやめ池南６丁目８番23―404号
債務者　廣川　健弥
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１２３号**
鹿児島県姶良市西餅田90番地５　コーポオーガスト102号
債務者　今吉　秀輝
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２６年（フ）第３号**
石川県鳳珠郡穴水町字沖波ホ字245番地
債務者　平野　伸次
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２５年（フ）第２７２号**
岡山県倉敷市水島北緑町２―16、住民票上の住所岡山県倉敷市串田329番地１　A507
債務者　木村　栄人
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第１１５７号**
大阪府大阪狭山市東野中３丁目1050番地の２
債務者　中瀬　一郎
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第１号**
大分県玖珠郡玖珠町大字古後1675番地の２
債務者　長尾　綾子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２６年（フ）第４号**
岩手県奥州市水沢区字大橋34番地９　大橋住宅10号
債務者　尾形　　貴
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２５年（フ）第２５５号**
群馬県安中市原市2698番地７
債務者　野口　雅実
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２５年（フ）第２６２号**
群馬県安中市原市４丁目２番28号　３棟
債務者　松浦　　進
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第９号**
群馬県高崎市緑町２丁目15番地１
債務者　星野　守司
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第３３号**
埼玉県入間郡三芳町大字上富1551番地10
債務者　新藤　和枝
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第１６号**
静岡県御殿場市川島田226番地の１　新井アパート101
債務者　大友　昭男
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第７号**
愛知県一宮市丹陽町九日市場字米野2719番地サンパーク202号
債務者　浅井　明美
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第４９５号**
愛知県豊田市高美町５丁目１番地　事業団２―403号
債務者　加藤　光輝
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第１号**
北海道砂川市吉野１条南４丁目２番22―13号
債務者　安原　雅樹
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係